

区分		単位	手数料の額 (円)	備考	
非 自 動 は か り	検出部が電気式 のもの又は光電 式のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	1個につき	1,400	・電気抵抗線式 はかり ・電磁式はかり ・音叉振動式は かり等
		ひょう量が250キログラム以下のもの	1個につき	1800	
		ひょう量が500キログラム以下のもの	1個につき	2,200	
		ひょう量が1トン以下めもの	1個につき	3100	
		ひょう量が2.トン以下のもの	1個につき	3,700	
		ひょう量が5トン以下のもの	1個につき	6,900	
		ひょう量が10トン以下のもの	1個につき	10,700	
		ひょう量が20トン以下のもの	1個につき	15,000	
		ひょう量が30トン以下のもの	1個につき	19,100	
		ひょう量が40トン以下のもの	1個につき	21,600	
		ひょう量が50トン以下めもの	1個につき	29,800	
		ひょう量が50トンを超えるもの	1個につき	51,200	
		棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの		1個につき	
非 自 動 は か り	上記以外のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	1個につき	500	・ばね式指示は かり ・台手動はかり ・皿手動はかり等
		ひょう量が250キログラム以下のもの	1個につき	900	
		ひょう量が500キログラム以下のもの	1個につき	1,500	
		ひょう量が1トン以下めもの	1個につき	2,100	
		ひょう量が2.トン以下のもの	1個につき	3,700	
		ひょう量が5トン以下のもの	1個につき	6,900	
		ひょう量が10トン以下のもの	1個につき	10,700	
		ひょう量が20トン以下のもの	1個につき	15,000	
		ひょう量が30トン以下のもの	1個につき	19,100	
		ひょう量が40トン以下のもの	1個につき	21,600	
		ひょう量が50トン以下めもの	1個につき	29,800	
		ひょう量が50トンを超えるもの	1個につき	51,200	
		分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり		1個につき	

最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。)又は表記された感応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。)がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、上記掲げる額の2倍の額とする。

※ 分銅運搬手数料

区分	単位	手数料の額 (円)
ひょう量が1トン以上の非自動はかりの所在場所で行う定期検査・証明検査	分銅の質量1トンにつき	2,900
運搬が必要な分銅の質量に1トン未満の端数があるときは、その端数は1トンとみなします。なお、運搬が必要な分銅の質量が24トンを超える場合に、24トンを超える分は受検者の別途実費負担となります。		

(注)定期検査・計量証明検査手数料、分銅運搬手数料は愛知県指定検査機関の一般社団法人愛知県計量連合会の行う検査に適用されます。